

## 令和2年度予算編成要領

### 第1 大まかな収支見通しについて（一般会計）

- 1 県財政の状況について県民等への説明責任を果たし、全職員が県財政の現状について共通の認識を持って予算編成に取り組むことで、より質の高い予算編成を目指す観点から、収支見通しを作成した。
- 2 この収支見通しは、令和元年度当初予算を基礎として、国の令和2年度概算要求基準、令和2年度地方財政収支の仮試算【概算要求時】、本県の令和2年度予算要求基準等を踏まえ、それぞれに一定の仮定の下、推計した。

この結果、

- |     |                    |       |
|-----|--------------------|-------|
| ①歳出 | 8,097億円            |       |
| ②歳入 | 8,087億円（財源対策後）     |       |
| ③差額 | ▲10億円（財源対策前▲274億円） | となった。 |

- 3 この差額▲10億円は、一般行政経費で対前年度95%の予算要求基準を設定した水準であり、さらに、財政調整用4基金の残高を84億円確保すること（令和元年度当初予算編成後と同等）を前提とした見通しである。

よって、予算編成においては、施策の重点化を図るとともに、更なる歳出抑制や歳入増加策を講じて、財源確保に努める必要がある。

### 第2 予算編成の基本的な考え方

#### 1 重点的に取り組むべき事項

- (1) 平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの復旧・復興に向けた取組み  
ただし、熊本地震から3年が経過していることから、真に必要なものに限ることとする。
- (2) 人口減少問題への対応、地方創生への取組み、高度情報化社会への対応など、熊本  
の更なる発展につながる必要不可欠な取組み
- (3) 国の「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく防災・減災、国  
土強靱化関連事業

#### 2 財政健全化及び財源確保

令和2年度の収支見通しに加え、今後、熊本地震関連事業の県債償還が本格的に始まることも踏まえ、引き続き財政健全化に取り組む、これまで以上に将来負担を意識した予算編成に努めなければならない。そのため、次の点に留意して予算編成を行う。

##### 【歳出抑制】

#### (1) 事務事業の重点化等

- ① 過去の実績・前例によることなく、既存事業の進捗調整、廃止・休止を含めた大

胆な見直しを行い、熊本の更なる発展につながる必要不可欠な取組みへの重点化を図る。

- ② 最少の経費で最大の効果を発揮しているか、目的に基づいた事業の成果、適切な費用対効果が得られているかについて、徹底した精査を行う。
  - ・社会経済情勢の変化により存続意義が薄れているもの、あるいは予定した事業効果が上がっていないものについては、廃止又は休止する。
  - ・既に事業の目的を達しているもの、あるいは予定した事業効果が一定の水準に達しているものについては、廃止又は休止、あるいは事業規模を縮小する。
  - ・特に、3年以上継続している事業については、その成果や効果を検証し、事業継続の必要性についてゼロベースで見直す。
- ③ 令和元年度で終期が到来する事業は原則として廃止する。また、新規事業は、真に必要なものに限ることとし、原則としてスクラップ・アンド・ビルドによることとする。
- ④ 類似の事務事業を他の部局（課）と重複して実施しているものは、積極的にその一元化を図る。
- ⑤ 他団体に比べ相対的に施策の水準が高い分野については、積極的に見直しを行う。
- ⑥ 新たな施設整備や新規事業箇所等の着手については、その必要性、緊急性のみならず、将来的なランニングコスト等を含め、これまで以上に精査し、事業規模やスケジュールを慎重に判断する。
- ⑦ 中長期的な財源不足の解消のため、可能な限り県債発行の抑制に努める。

## （２）市町村や民間等との役割分担の見直し

- ① 県の役割について、政令指定都市である熊本市を含む市町村や民間等との役割分担を徹底的に見直す。
  - ・県と市町村及び市町村同士の広域連携等の推進により事業効果が高まる事業に積極的に取り組む。
  - ・市町村合併に伴う合併特例債の発行期限が、合併後20年間に延長されたことを踏まえ、引き続き、市町村建設計画及び合併市町村基本計画の推進を積極的に支援するために、これらの計画に関係する県事業については、内容を十分に検討する。
- ② 県が提供するサービスの質の向上及び経費の削減を図る観点から、民間委託等について積極的に検討を行う。

## 【歳入確保の徹底】

- ① ふるさと納税及び企業版ふるさと納税での寄附受入れに積極的に取り組む。
- ② 地方交付税の充実確保や国庫補助に係る地方の超過負担の早期解消に向けた国への要請を行う。さらに、本県が先進的に取り組む単独事業については、国に積極的な政策提案を行うことにより、国の補助事業のメニューに加えられるよう努める。
- ③ 将来の税源かん養につながる企業誘致や、産業振興への重点的な取組み、適正課税・収税対策等の推進、未利用資産・出資金・貸付金の有効活用、特別会計・基金の活用、使用料・手数料の見直し、未収金対策等の推進を図る。このほか、新たな歳入の確保に幅広く取り組む。

### 3 組織・定員管理との連携

熊本地震からの復旧・復興に必要なマンパワーを確保しながら、地方創生の推進など、県全体の適切な組織体制の整備を進めるため、「熊本地震からの復旧・復興に向けた熊本県職員の定員管理の基本方針（H28.4.1～H32.4.1）」に基づき、全庁的な定員管理を進めている。

令和2年度に向けては、復旧・復興業務の一部について業務量の縮小が見込まれるものの、今年度と同程度で推移する業務も想定されている。そのため、引き続き、他県への派遣要請や任期付職員の追加採用を行うなど、必要な職員の確保に努めることとしているが、限られた人的資源を復旧・復興業務等に重点化することから、依然として厳しい組織運営となることが見込まれている。

また、平成31年4月から始まった時間外勤務上限設定を踏まえ、引き続き全ての所属において、所管業務の縮減に向けた事務事業見直し（事務事業の縮小・廃止、仕事の進め方の見直し）を徹底し、総労働時間の縮小を進める必要がある。

予算編成に当たっては、こうした点に留意し、組織の拡充や配置増員を前提とせず、既存業務や組織体制の見直しによる人員の重点配置を原則として、事業の検討を行うこと。

#### 第3 予算要求に当たっての留意事項

- 1 新年度予算は知事の改選期を挟んだ予算となることから、当初予算は骨格予算として編成し、新規・政策的経費等については、年度前半に補正予算として追加計上することとする。ただし、予算編成に当たっては、年間を見据えた収支計画等が必要であることから、予算要求は別添「令和2年度予算要求基準」に基づき、新規事業等を含め、年間所要見込額を要求すること。
- 2 要求事業については、①事業の必要性や緊急性、②事業実施による効果、③効率化のために工夫している事項について、県民にわかりやすい具体的な説明ができるようにしておくこと。
- 3 広域本部に関係する事業については、地域の実情を踏まえ、広域本部と各部局の間で十分に連携・調整の上で要求を行うこと。
- 4 1を除く年度途中における補正は、原則として、当初予算編成時において明らかでなかった制度改正、災害等に限り認めるものとしていること。その際、要求部局が財源を捻出することを原則とし、それが困難な場合には、翌年度の当初予算要求時に調整するものとしていること。  
併せて、将来負担の抑制の観点から、災害等を除く県債の追加発行が必要な場合は、それに見合う額の県債を同時に減額することも原則としていること。
- 5 今後の国の予算編成及び地方財政措置の動向、さらには、景気の動向によっては、この予算編成方針を見直さざるを得ない事態も想定されるので、留意すること。

また、各部局は、国の制度や予算等に関する情報収集を徹底的に行い、国の制度等の変更が明らかになった場合は、要求内容を見直すなど、随時、その対応を行うこと。

- 6 県民の県政に対する理解と信頼を深めるため、令和2年度当初予算編成作業においても、引き続き予算要求段階や財政課長、総務部長、知事の各予算査定段階ごとに、その状況を県のホームページなどで公表を行い、予算要求から予算案を策定するまでの編成過程の透明性の確保を図るものとしていること。